

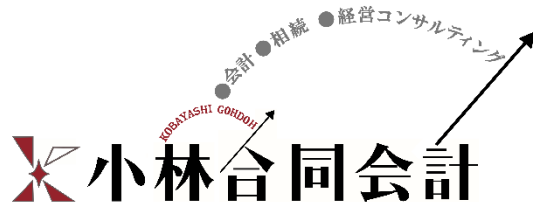
# 調和



No. 171

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2020年9月1日



代表社員 税理士 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚  
代表社員 税理士 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <https://www.kg-tax.jp>

## 10月の税務

### ● 10月12日

1. 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ● 11月 2日

2. 8月決算法人の確定申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

3. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

〈消費税及び地方消費税〉

4. 2月決算法人の中間申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

5. 消費税の年税額が400万円超の2月, 5月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告

〈消費税及び地方消費税〉

6. 消費税の年税額が4,800万円超の7月, 8月決算法人を除く法人・個人事業者の

1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉

### ● 10月中において市町村の条例で定める日

7. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

# 開所記念日

本年8月6日をもって開所19周年を迎えることができました。

これもひとえに皆様の温かい御厚情の賜物と心より深く感謝申し上げます。これからも皆様の御期待に添えますよう一層努力してまいります所存です。



コロナ感染予防ため、毎年弊社会議室で開催していた式典を、3密を避ける対策をとる為、今年は川口駅前のフレンディアで行いました。

小林代表より訓示、第6期(令和2年6月期)事業実績報告、永年勤続表彰伝達式などを行いました。



次回所報にて永年勤続者よりコメントを掲載します。

## 税務マメ知識

田口 英雄

### 「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」

新型コロナへの対応で日々奮闘されているにもかかわらず、売上減少により従業員への賞与も満額支払えない医療機関が増加しています。

本制度は、医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者等に対し慰労金を給付するものです。実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等だけでなく、その他の病院・診療所等の医療従事者も対象になる場合があります。特に、歯科診療所(ただし、保険医療機関に限る)も対象になりますので、申請漏れにご注意ください。

慰労金の給付金額は、対象者を3つのパターンに類型して、20万円・10万円・5万円の金額設定をしています。また、非課税所得になりますので税金等は源泉徴収されません。